

高公委員発第 9 号  
令和 8 年 1 月 22 日

高知県公文書管理委員会 様

高知県公安委員会

高知県公文書管理委員会への諮問について

高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 14 号第 3 項の規定により、高知県公安委員会公文書管理規則の一部改正に当たり、下記のとおり諮問します。

記

1 高知県警察公文書管理規程の制定に関する事項

(1) 一部改正の趣旨

国家公安委員会行政文書管理規則（平成 23 年国家公安委員会規則第 8 号）の一部改正を受けて、電磁的方式で作られた記録である公文書ファイル等の移管措置及び重要経済安保情報である情報等を記録する公文書の管理について定める等、高知県公安委員会公文書管理規則を一部改正するもの。

(2) 一部改正の内容

別添のとおり